

事項四 米國華州ニ於ケル排日土地法關係一件

二一九 一月一日 在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排日土地法案ニ関シ人民直接立法ノ手段

ハ成功セザリシモ排日派ハ更ニ通常ノ立法手

段ニ依リ成立ヲ期シ居ル件

第一号

(一月二日接受)

当州排日土地法案ガ「イニシアチヴ」ノ形式ニ依リ今期
州議會ニ提出スルニ当リ署名ハ所定ノ期日即チ一月一日迄
ニ必要ノ数ヲ得ル能ハズシテ終リタルモ排日派側ニ於テハ
普通法案ノ形式ニ依リ依然今期議會ニ提出スベク且今日以
後引續キ署名ヲ蒐集シ以テ法案通過ノタメ院外ヨリ声援ヲ
与フベシトノコトナリ

在米大使在米各領事「ホノルル」ヘ転電セリ

二二〇 一月二十九日 在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州下院ニ於テ排外土地法案提出ノ件

第一四号

(一月三十日接受)

コトヲ得ズ何人モ外国人ノ為ニ土地ヲ所有シ又ハ所有ノ
名義ヲ保有スルコトヲ得ズ現在又ハ将来ニ於テ当州憲法
ノ条項ニ違反シ外人ニ依リテ又ハ為ニ所有セラルル土
地ハ州ニ於テ没収ス

第三条 外人ハ土地ノ管理人又ハ後見人タルコトヲ得ズ
但シ現ニ同資格ヲ有スルモノハ今後二年以上継続スルコ
トヲ得ズ

第四条 外人ハ相続又ハ善意ノ抵当權執行ニ依リテ土地
ヲ取得シタル後七年以内ニ帰化セザルトキハ右土地ハ州
ニ依リ没収セラルベシ

第五条 抵当權ノ名ノ下ニ外人ガ其土地ノ支配管理ヲ為
ストキハ抵当權ニ依リ得ラレタル債權ハ欺瞞セラレタル
モノト見做サレ抵当權ハ失効セラルベシ而シテ右土地ガ
外人ニ依リテ其支配管理セラルルニ至リテ後三年以内
ニ右失効ニ依リ売却セラレザルトキハ右抵当權並債權ハ
州ニ没収セラルベシ

第六条 合衆國ノ市民トナルノ意思ヲ表示シタル外人ハ
其意思表示後七年以内ニ市民トナラザルトキハ其意思表
示ハ惡意ナリト推定ス

四 米國華州ニ於ケル排日土地法關係一件 二二二

一月二十七日華盛頓州下院議員 Adam Beeler 及 James
T. Jones ニ依リ排外土地法案同院ニ提出セラレタリ内容
ハ入手次第報告スヘシ

在米大使ヘ転電シ在米(合衆國)各領事並「ホノルル」ヘ
郵送セリ

二二一 一月三十日 在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州ニ於ケル排外土地法案全文概要報告ノ件

第一五号

(一月三十一日接受)

往電第一四号ニ関シ排外土地法案全文十條概要左ノ通り

第一条 本法ニ於ケル字句ノ解釈ヲ規定シ所謂外人トハ
善意ニ合衆國ノ市民トナルノ意思ヲ表示シタルモノヲ含
マズ又其株ノ多数ガ外国人ニ依リ所有管理セラレ又ハ其
株主ノ多数ガ外国人ナル法人ヲ含ム所謂「land」トハ当州
憲法及昨年「イニシアチヴ」法案第一条ノ範圍ニ同ジ其
他字句ノ解釈ヲ定ム

第二条 外人ハ土地ヲ所有シ又ハ所有ノ名義ヲ保有スル

第七条 罰則

第八条 本法行使ノ為檢事並檢事總長ノ義務ヲ定ム

第九条 本法ニ依リ没収セラレタル財産ハ教育基金ニ充テ
ラルベシ

第十条 本法ニ依ル現行法規ノ廢止ヲ定ム

右全文郵送ス

在米大使ヘ転電セリ全米各領事「ホノルル」ヘ郵送セリ

二二二 二月十一日 在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排日法案ニ関スル賛否両派ノ意見聴取會
ノ模様ニ付報告ノ件

第二三号

(二月十三日接受)

当州排日法案ニ関シ二月七日「オリンピア」ニ於テ賛否両
派ノ意見聴取會ヲ開催シ法案反對者トシテ元商業會議所會
頭「パーソンス」及「マキンントッシュ」ノ兩人当地商業會
議所側ヲ代表シテ出席シ又親日顔振ノミニテハ効力少ナシ
トノ考ヨリ先般來我方ニテ尽力ノ結果排日系統ニ属スル港
務官「ランピング」ヲ説キテ当市ノ外国貿易上ノ地位ヨリ
今回ノ排日法案カ日本トノ親善關係ニ累ヲ及ホス所以ヲ述

四 米國華州ニ於ケル排日土地法關係一件 二二三 二二四

ヘシメ百万法案ノ阻止ニ力メタルモ排日派亦強硬ニ弁論シ結局何等結論ニ至ラズシテ流会シ一方更ニ法案ノ内容ニ付檢事総長ノ意見ヲ徵スルコトナレリ右様ノ次第二ニ商業會議所側ノ尽力ニ拘ラズ目下ノ処ニテハ法案ノ運命何レトモ逆睹シ難シ

尚三州協議會ニ関シテハ当州ハ参加セサルコトニ決定シタル旨二月十日發表セラレタリ

在米大使ヘ転電シ在米各領事「ホノルル」ヘ郵送セリ

二二三 二月十八日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

排日土地法案ニ関シ法律委員會ニ於テ賛否両

派ノ意見ヲ徵セル件

第二七号

(二月十九日接受)

往電第二三三号ニ関シ

二月十五日法律委員會ニ於テ第二回諮問會ヲ開キ排日土地法案ニ対スル賛否両派ノ意見ヲ徵シタルガ排日派ノ運動盛ニシテ我方ノ主張貫徹スルニ至ラズ一方檢事総長ハ同法案ヲ以テ憲法違反ニアラズトノ決定ヲ与ヘタル為結局法律委員會ヲ通過シ Rules Committee ニ回附セラルルコトナ

二二五

二五〇

レリ

在米大使ヘ転電シ「ポートランド」ヘ郵送セリ

二二四 二月二十八日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排外土地法案ハ下院ヲ通過シ上院ニ回附セラレタル件

第三一号

(三月一日接受)

往電第一四号及第一五号当州排外土地法案ニ関シ下院最後ノ諮問會ヲ開キタル際態々出張シ呉レタル「バーレンジャー」「マシュース」博士「バーソン」及「タコマ」商業會議所代表「フィッシャー」等ノ法案反對演説並「チンダール」其他四、五名ノ法案賛成演説アリ午後愈々採決シタルガ其ノ結果同案ハ七十一對十九ヲ以テ下院ヲ通過シ直ニ上院ニ回附セラレタリ

在米大使ニ転電シ在米各領事「ホノルル」ヘ郵送セリ

二二五 三月三日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排日土地法案ハ上院ヲ通過シ兩院協議會ニ附議セラレタル件

第三七号

(三月五日接受)

往電第三一号華盛頓州排日土地法案ハ上院ニ於テ一部分修正ノ上三月二日午後採決ノ結果三十六對二欠席四ヲ以テ上院ヲ通過シ兩院協議會ノ議ニ附セラレタリ

往電第三四号「モンタナ」州排日土地法案ハ三月二日上院ニ於テ否決セラレタリ

在米大使ヘ転電シ在米各領事「ホノルル」ヘ郵送セリ

二二六 三月四日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排日土地法案ニ対シ知事ニ依ル否認ヲ行

ハシムル為同知事ニ対シ中央政府ヨリ干涉セ

シムル様

在米大使ニ依頼セル件

第三八号

(三月七日接受)

本官宛在米大使宛電報第四四号

当地土地法ハ遂ニ上下兩院ヲ通過シ此上ハ知事ヲシテ否認セシムル外救済ノ道ナキ処昨日来「ポスト」、インテリゲンサー」主筆「ウード」及年来知事ト密接ノ關係アル「ワシントン」大學總長「スザト」ノ兩人カ知事ト面談シ其ノ意向ヲ探リタル処右知事ハ自己ノ發意ニテハ到底否認ノ舉

四 米國華州ニ於ケル排日土地法關係一件 二二六

ニ出デザルモ「ハーディング」新政府ヨリ勸告ニ接セバ否認セストモ限ラザル模様ナリ元來今回ノ法案ニ関シテハ上下兩院議員中中央政府ノ意嚮如何ヲ懸念セル向モアリタルモ当州選出合衆國上院委員「ポインデキスター」及「ジョーンス」其他ニ電照ノ結果「ジョーンス」ヨリ「ロッド」ノ談トシテ次期政府ハ日本トノ国交ニ重キヲ置クカ如キヲ以テ之ニ累ヲ及ホスカ如キ州ノ行動ハ同政府ノ好マザル所ナルヘシトノ漠然タル回答アリタル外他ニ何等適確ナル回答ニ接セズ然ルニ一方排日派ノ使噉ニ基ヅク在郷軍人ノ示威運動猛烈ヲ極メタルニ付(在郷軍人ヨリ代表者ヲ送り其數約六、七十名投票ニ先チ各議員ヲ擁シテ法案ニ賛成セザルモノハ非国民ナリ次期選舉ニハ必ズ排斥スヘシトノ威脅ヲ加ヘタル由)遂ニ中立議員ハ勿論反對派ノ議員迄モ自己ノ政治的生命ヲ顧慮シ投票間際ニ至リ豹変シタルニ依リ驚クヘキ多數ヲ以テ法案ノ通過ヲ見タル次第ナルガ当州ハ知事始メ議員ノ殆ト全部共和黨タル關係上「ハーディング」内閣ノ外交方針ニ累ヲ及ホスヘキハ其ノ欲スル所ニ非ズ從テ此際一応政府ヨリ一言ノ勸告アルニ於テハ知事ヲシテ法案ヲ否認セシムルニ有力ナルヘシ(議員ハ前述ノ通り確乎

二五一

タル賛否ノ意見ナク唯自己ノ政治的履歴ヲ全ウスルニ汲々タルニ過ギズ) 將又当州ノ輿論ハ排日団体及在郷軍人ノ一部並一、二ノ排日新聞ヲ除クノ外重ナル新聞資本家及労働階級並商業會議所ハ何レモ法案ニ反対ナルコト先般来累次ノ拙電ニ依リ御承知ノ通りナリ就テハ此際閣下ニ於テ適当ト認メラルルニ於テハ新政府当局ニ対シ今般当州議會ヲ通過セル土地法ノ日本人ニ対シ不利益ナルノミナラズ「オレゴン」「アイダホ」「モンタナ」ノ如キ隣接各州ニ於テ何レモ排日土地法ヲ否決セル今日独リ日米貿易上最親善ノ關係ニ在ラサルヘカラザル当州ニ於テ法案ヲ可決シタルハ頗ル遺憾ナル旨指摘セラレ知事ヲシテ否認セシムル為中央政府ノ干渉ヲ促サルル様御配慮ヲ請フ尚知事ノ否認ハ法案カ知事ノ手許ニ提出セラレテヨリ五日以内ニ行フヲ要スル儀ナルニ付右閣下ヨリ御交渉ハ至急御取計ヒアル様致シタシ(今朝確メタル所ニテハ法案ハ未タ知事ノ手許ニ達シ居ラズトノコトナリ) 四日

外務大臣へ転電セリ

二二七 三月五日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

右「シアトル」へ転電アレ

二二九 三月八日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排外土地法案一部修正並下院ニ於ケル私

立学校取締法案否決ノ件

第四一号

(三月九日接受)

往電第三七号当州両院通過ノ排外土地法案ハ往電第一五号報告ノ分ヨリ一部修正ヲ加ヘラレタリ下院ニ於テハ第四条中七年トアルヲ十二年ニ修正シ其ノ他本法ノ一部カ憲法違反又ハ無効トナルコトアルモ他ノ条項ノ効力ヲ妨クルコトナク本法ハ直チニ効力ヲ發生スル旨ノ追加ヲ為シ上院ニ於テハ主ニ字句ノ修正ヲ為シタルニ過キス

猶往電第一九号当州私立学校取締法案ハ三月四日下院ニ於テ否決セラレタリ

在米大使へ転電セリ在米各領事「ホノルル」へ郵送セリ

二三〇 三月九日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排外土地法案ハ知事署名セルモ発効時期

後レタル件

四 米国華州ニ於ケル排日土地法關係一件 二二九 二三〇

華州土地法案ノ知事ニ依ル否認ヲ中央ヨリ勸告スル様至急措置方在米大使ニ依頼セル件

第四〇号

(三月八日接受)

本官発在米大使宛第四五号

往電第四四号ニ関シ当州土地法案ハ三月四日知事ノ手許ニ提示セラレタリ就テハ三月七日月曜「マッシュュース」「コウレンジャー」「フィッツシャー」等「オリンピック」ニ赴キ知事ニ会見シ知事ヲシテ同案ヲ否認セシムル様尽力スル筈ナルモ其ノ効果ハ疑ハシ今ハ中央政府ヨリノ勸告ヲ待ツノ外ナク少クトモ三月七日迄ニ貴地ヨリ電報到達スル様致シタシ外務大臣へ転電セリ

二二八 三月七日

内田外務大臣ヨリ
在米国幣原大使宛(電報)

華州排日土地法案ニ関シ知事ヲシテ否認セシ

ムル様國務省へ交渉方訓令ノ件

第九八号

在「シアトル」領事發貴官宛往電第四四号ニ関シ往電第八四号ノ主旨ニヨリ知事ヲシテ否認セシムル様國務省へ交渉方可然御配慮アリタシ

第四二号

(三月十二日接受)

往電第四一号当州排外土地法案ハ三月八日知事ノ署名ヲ了シタリ但シ下院ニテ原案ニ追加修正セラレタル即時効力發生ノ条項ハ同案上院へ回附ノ際過ツテ脱落セルタメ上院通過ノ際ハ此ノ条項ヲ欠キ從テ右知事署名ノ結果同法案ハ議會開会後九十日以後ニアラザレバ効力ヲ發生セザルコトトナレリ

在米大使へ転電シ在米(合衆国)各領事並「ホノルル」へ郵送セリ

二三一 三月九日

在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛

華州排外土地法写送附ノ件

機密第一二号

(三月二十六日接受)

大正十年三月九日

在シアトル

領事 広田 守信(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

ワシントン州排外土地法写送附ノ件

本件ニ関シ往電第四二号ヲ以テ及報告候処右全文別紙御参

二三一

二五三

四 米國華州ニ於ケル排日土地法關係一件 二三二

考迄ニ及御送附候尚往電第四一号ノ通り同法案ハ下院通過ノ際即時有効事項ヲ含ミ全文十三個条ヨリ成リ居リシモ上院ニ廻附ノ際 Engrossed Bills Committee ノ手ニ於テ誤^(註)シテ當時ノ第十二条(別紙中抹殺セル分)ヲ脱落シ第十三条ヲ第十二条トナシ其儘上院ヲ通過シ兩院協議会ヲ經テ三月八日知事ノ署名ヲ見タル次第ニ有之候ニ付右御了承相成度此段申進候也

本信写送附先 在米大使在米及布哇各領事

註 別紙ヲ省略ス、上院ニ回附ノ際過ツテ脱落セル原案第十二条規定左ノ通り

Section 12. This act is necessary for the immediate preservation of the public peace, health and safety, the support of the state government and its existing public institutions, and shall take effect immediately.

二三二 三月十一日 在シアトル広田領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州排日土地法ノ知事ニ依ル否認方ニ関シ國
務次官ニ申入済及新國務長官ト会談ノ件

第四三号 (三月十三日接受)

二五四

在米大使發本官宛電報第五号
左ノ通り大臣へ転電アリタシ

第一一号

貴電第九八号ニ関シ三月七日本使「デヴィス」國務次官ニ会见シ此際華盛頓州知事ニ於テ排日法案ヲ否認スル様何等措置ヲ講セラレ度旨ヲ申入レタル処同次官ハ斯ノ如キ措置ハ從來ノ經驗ニ鑑ミ何等效果ヲ期待シ得サルノミナラズ却テ有害ナル結果ヲ招致スルノ虞アリ然ルニ過般非公式協議濟ノ条約案成立スルニ至レハ華盛頓州法案ノ問題モ自ラ解決セラルヘキモノニシテ此際州知事ノ行動ニ干涉ヲ試ミルヨリモ条約ノ方法ニ依ル根本的解決ニ努力スル方實際的ニシテ得策ナルヘク自分ハ該解決案ノ實現方ニ対シ速ニ考量ヲ与ヘラルル様今直ニ新國務長官ニ進言スル積リナリト語レリ尚本使ハ新國務長官ニモ面会シタルガ同長官ハ就任早々ノコトトテ未タ実務ヲ見ルニ至ラズ多数面会人ノ応接ニ忙殺セラレ居ル有様ナリシヲ以テ本使ハ単ニ大体ノ見地ヨリ本件其他日米間ノ諸問題ニシテ速ニ解決ヲ要スルモノアルコトヲ指摘シ兩國ノ国交ハ今ヤ煽動的政治家ニ口実ヲ貸スカ如キ状態ニ放任スルコトヲ許スベカラザル旨ヲ述ベタ

二三四 四月二十七日 在シアトル佐藤領事代理ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州連絡日会及米化委員会ハ華州排外土地法
ノ一時的停止ヲ要求スル訴訟提起ノ件

第七五号 (四月三十日接受)

往電第四二号当州排外土地法ニ関シ

当地連絡日会及米化委員会ニテハ適當ナル訴訟者ノ名ニテ当州検事総長及ビ各郡検事ニ対シ同法施行ノ一時的停止ヲ要求シ且ツ其不法ヲ法廷ニ争フコトニ決定シ報酬二万五千弗ノ約束ニテ J. B. Howe, D. V. Halverstad, E. H. Guie ノ三弁護士ニ各手続ヲ依頼シタリ詳細郵報ス右三人ハ何レモ当地有力ナル法律家ニシテ内「ガイ」ハ前記当州議會ノ下院議長ナリ
在米大使へ転電セリ

二三五 六月九日 在シアトル佐藤領事代理ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州ニ於ケル日本人ハ親日白人ヲ以テ会社ヲ
組織セシメ土地ヲ使用管理セントストノ排日
紙記事報告ノ件

ルニ「ヒュース」ハ日米懸案ヲ一掃スルハ自分ノ最モ重キヲ措ク所ニシテ之カ為遠カラズ本使ト会談スルコトトナルヘシ自分ハ之等問題カ兩國ニ満足ナル解決ノ道アルコトヲ確信スト答ヘタリ

二三三 四月二十一日 在米國幣原大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州選出ジョンスハ憲法条項ノ修正案ヲ上院
ニ提出シ委員会ニ附託セラレタル件

第二二五号 (四月二十三日接受)

四月十九日華盛頓州選出上院議員「ジョンス」ハ合衆國憲法第三十条第一項ヲ左ノ通り修正スヘシトノ Concurrent resolution ヲ上院ニ提出直チニ委員会附託トナレリ

Section 1. No child hereafter born in the United States of foreign parentage shall be eligible to citizen-ship in the United States, unless the parents are eligible to become citizen of the United States.

桑港へ転電シ沿岸各領事へ郵報セシム

四 米國華州ニ於ケル排日土地法關係一件 二三三 二三四 二三五

第九〇号

(六月十二日接受)

往電第四二号ニ関シ排日土地法案ハ六月十日ヨリ効力ヲ生ズル為メ在留邦人等ハ之ガ対応策ヲ講ジツアルモノノ如ク排日紙「スター」ハ本月八日ノ紙面ニ於テ当地在住日本人等ハ外人土地所有禁止法ヲ潜ラン為メ日本人ニ好意ヲ有スル白人ヲ以テ土地ノ売買譲渡ヲ目的トセル会社ヲ組織シ其所有又ハ賃借セル土地ヲ譲渡シ居レリ又未丁年ナル日本人ノ子女ノ成年ニ達スル迄是等会社ヲシテ其子女ノ代理者トシテ所有土地ヲ管理セシメ該所有權ヲ維持セントス斯ノ如クシテ州法ガ外人土地所有ヲ禁ズルニ不拘大部ノ土地ハ日本人ノ使用管理ニ委セラルルナリ而シテ斯ノ如ク譲渡シテ最近十日間ニ County (脱) モノハ五百件(一日平均五十件)ニ達シ今後該法実施期迄ノ短期間ニ少クモ倍加セラレベキ模様ナリト論ジ又翌九日ノ紙上ニ於テ日本人ヲ保護スル前述ノ白人会社ニ対シ檢事「ドーグラス」ハ宣戰ヲ布告セリト冒頭シ同檢事ハ以上ノ会社ヲ解散セシムル迄極力法廷ニテ争フ可シト敦囑キ居レリトノ記事ヲ掲ゲ居レリ右御參考迄

在米大使へ転電セリ

二二六 六月十四日 在シアトル佐藤領事代理ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

華州連絡日本人会ハ土地法試訴ヲ提起セル件

第九一号 (六月十六日授受)

往電第七五号ニ関シ

当地連絡日本人会ハ「フランクテレース」及邦人中塚新太郎ヲ原告トシ当州檢事總長ヲ被告トシ十三日土地法試訴ヲ提起シタリ起訴ノ理由ハ同法ガ現行日米条約ニ抵触シ合衆國憲法並当州憲法ノ保障ニ抵触スルモノナリト主張セルニアリ委細郵報ス

在米大使及桑港へ転電セリ

二二七 七月二十六日 在シアトル佐藤領事代理ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

タコマ合衆國地方裁判所ハ華州排外土地法案

試訴ヲ却下シタル件

第一〇三号 (七月二十八日接受)

往電第九一号華盛頓州排外土地法案試訴ニ関シ同法施行停止ノ訴訟ニ就キ「タコマ」合衆國地方裁判所ハ当月二十五日同法ハ憲法条約孰レニモ抵触セザル事明ナリトノ理由ノ

下ニ拒否ノ判決ヲ下セリ本訴訟ニ就テハ予テ当州檢事總長ニ於テ却下ノ動議ヲ提出シ居レルニ付日本人会側ニ於テハ右却下ノ決定ヲ待チ中央大審院ニ上訴スル方針ナル趣ナリ判決文郵送ス

在米大使及桑港總領事ニ転電シタリ

二三八 八月五日 在シアトル斎藤領事ヨリ
内田外務大臣宛

華州キング郡檢事正ドグラスハ日本人土地没

収試訴ヲ提起シタル件

機密公第三〇号 (九月一日接受)

大正十年八月五日

在シアトル

領事 斎藤 博(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人土地没収試訴提起ノ件

本年六月華盛頓州排外土地法実施ニ関シ曩ニ往電第九〇号ヲ以テ電報ノ次第有之候処今回華盛頓州「キング」郡檢事正「マルコーム、ドグラス」ハ当「シアトル」市在住葛川彰三夫妻及「ヴァン、シー、グリフィン」夫妻ヲ被告トシ

土地没収試訴ヲ提起致シ候右起訴ノ理由トシテ原告ノ主張スル所ニ拠レバ「イー、シー、ローリー」及「ケート、エム、ローリー」夫妻ハ一九一三年十二月「ヴァン、シー、グリフィン」ニ対シ「キング」郡所在若干土地ノ譲渡証書(ワランチー、デード)ヲ交附シ一九二一年六月十五日正当ニ郡役所ニ登録セラレタリ然ルニ前記「グリフィン」ハ善意ニ合衆國市民タルノ意見ヲ表示シタルモノニ非ザル外人即前記葛川ノ委託ヲ受ケ且ツ其使用及利益ノ為ニ前記土地ニ自己ノ名義ヲ附シタルモノニシテ從テ右土地ハ法律違反トシテ州有二帰スベキモノナリト

右ハ当州排外土地法實施以來外国人土地没収試訴トシテ提起セラレタル最初ノモノニシテ右試訴ニ対スル判決ハ現在事實上邦人ノ所有又ハ支配ニ在ル土地ノ処分ノ如何ニ關スルコト甚大ナルモノ有之一般ノ注目ヲ惹起致居候委細ハ別紙右試訴關係書類写ニヨリ御了承相成度尚日本人会側ニ於テ調査セル概算ニ拠レバ今次排外土地法制定ニ伴ヒ權利確保手段ヲ講ジ從來ノ事實上ノ所有權又ハ支配權ヲ米國個人又ハ法人ノ名義ニ書換ヘ又ハ權利ノ態様ヲ改メタルモノ三十件価格約四十万弗邦人兒童ニシテ米國國籍ヲ有スル者ノ

名義ニ書換ヘタル者三十六、七件未ダ何等權利確保手段ヲ講ゼザルモノ約三四十件ニ及ビ候由ニ有之候御参考迄ニ申添候

敬 具

本信写送付先 在米大使

註 別紙省略

二三九 九月六日 在シアトル斎藤領事ヨリ

内田外務大臣宛

華州排外土地法試訴判決要領訳文送付ノ件

付 記 十二月十七日附米國西北部連絡日本人会ヨリ外務省宛書信

華州土地法試訴經過報告

公第二一〇号 (九月二十七日接受)

大正十年九月六日

在シアトル

領事 斎藤 博(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

華盛頓州排外土地法試訴判決要領邦訳

文送付ノ件

華盛頓州排外土地法試訴ニ対スル合衆國地方裁判所判決ニ

関シテハ曩ニ往電第一〇三号及七月二十七日機密公第二八号信ヲ以テ稟報ノ次第有之候処今回西北部連絡日本人会ニ於テ右判決要領邦訳ノ上印刷ニ附シ候条右邦訳文一通御参考迄ニ及御送付候間御査閱相成度此段申進候

敬 具

本信写送付先 在米大使在米及布哇各領事

註 邦訳文外務省記録ニ存セズ

(附 記)

十二月十七日米國西北部連絡日本人会ヨリ外務省宛書信

華州土地法試訴經過報告

(大正十一年一月十一日接受)

大正十年十二月十七日

米國西北部連絡日本人会(印)

外務省御中

拜 啓

別紙は上告手續に要する一切の書類及試訴經過の梗概にし
て御参考の爲め送呈致候

註 上告手續關係書類省略

(別 紙)

華州土地法試訴經過報告

外国人土地所有權禁止及び借地權制限に關する華州一千九百二十一年制定法律中に規定せる借地權に關する試訴は本年六月十四日フランク、テレース中塚信太郎両氏原告となり華州檢事總長タムソン氏を相手取り合衆國地方裁判所衡平法裁判に訴へ同法律規定の外国人借地權制限の条項は合衆國及華州憲法の規定せる米國市民の財産權を侵害し同時に外國人中塚信太郎氏の財産權を米國市民と同様に保護せざるのみならず日米條約の規定に抵触するものなりとの理由に依り之を無効ならしめんとしたり此本體試訴提起と同時に本訴訟事件が確定するまで土地法實施を臨時停止すべき命令を發給せられんことを追訴したり

タコマ合衆國地方裁判所は今年六月二十四日控訴院判事ギルバート氏地方裁判所判事トラー、クシユマン両氏立会の上原告弁護士及び華州檢事總長の弁論を聴取して八月二十五日原告の要求にかかる法律實施臨時停止命令の發給を拒絶したり其理由は土地法規定の借地權制限に關する条項は合衆國及華州憲法又は日米條約の規定に抵触せず從て法律の實施を停止する能はずと云ふにありて其内容は既に公表

したる通りなり

本訴訟事件は第一審の結果如何に不拘原告又は被告側より之を控訴院或は米國大審院に上告して最終審の判決を得るまで進捗すべき諒解を以て提起したるものなるが原告側に於ては法律實施停止命令發給拒絕の判決に對しては上告の手續を採らず本訴訟に對してのみ上告の手續を踏むべき方針の下に訴訟を提起したるものなり然るに稍もすれば同胞間には本訴訟とインジャンクシヨン追訴を混同して去る八月二十五日タコマ合衆國裁判所の判決を以て土地法に對する試訴の全般に涉る判決と看做し連絡日本人会は何故に大審院に本訴訟事件を上告せざるかを懸念し本體訴訟の棄却を見て別個の訴訟事件を提起したるものと誤解せる者あるを以て茲に訴訟手續の梗概を説明すべし

外國人の借地權制限に關する土地法の規定は米國及華州憲法の規定と日米條約の條項に抵触するものなるが故に之を無効とすべしとはフランク、テレース及び中塚信太郎両氏の提起したる試訴の本體にしてインジャンクシヨンの追訴は此本體訴訟が審理確定するまで法律の實施を停止すべしとの要求なり八月二十五日合衆國裁判所の判決は土地法規

定の外國人借地權制限の条項は憲法違反又は條約に抵触せざるを以て法律の実施を停止せずと云ふに在つて本體訴訟に關する判決には非ざりしなり既にインジャンクション命令發給の要求に對し同法律の規定が違憲又は條約違反に非ざとの理由に依り裁判所が之を拒絶したる時本體訴訟も亦當然同一理由に由り棄却せらるる事は自明の理なれども裁判手續法の上より見るときは本體訴訟に對しては別に判決を仰がざるべからず茲に於て華州檢事總長は本體訴訟を棄却すべき動議書を提出したり原告弁護士は加州に於ける加州土地法試訴提起の經過を考慮し華州檢事總長の本體訴訟棄却動議書に抗爭し本件の棄却を延期せしむるを以て適當なる対策と思考し今日に到りしが加州桑港に於ける土地の試訴弁論を傍聴し關係弁護士の意見をも徴し今後華州の試訴棄却を延期するの必要なきを認め檢事總長の棄却動議に抗爭せず直ちに上告するを最も賢明なる措置と信じ原被告兩造弁護士協議の上本件訴訟を棄却し上告の手續を完了するに至れり尚インジャンクション拒絶判決に對し上告せざりし理由は本試訴の目的が全然本體訴訟に在りて法律實施停止を目的としたる者に非ざるが故にして仮りにインジャン

に對しては充分隔意なき協議を遂げつつあり

一千九百二十一年十二月十七日

米國西北部連絡日本人會

クションの要求貫徹したりとするも法律の違憲問題は未解決なるが故に再び之を争はざるべからず従つて本體訴訟を進捗せしむるに非ざれば最後の解決に到達せざるを以て本體訴訟の棄却を待つて上告することせり

タコマ合衆國地方裁判所判事クシュマン氏は華州檢事總長の要求に基き本體訴訟を棄却するに決し原告側より提出したる訴狀の改訂を認容し上告に關する一切の手續を受理して去る十二月十三日之等の書類に署名し華州檢事總長に對しては本件を原告の要求に依り米國大審院に廻附するの通告書を發したり即ちテレース中塚兩氏の訴へたるインジャンクションは之を拒絶し本體訴訟は之を棄却し十二月十三日附を以て大審院に上告する事となれり惟ふに本事件は檢事總長との諒解に由り大審院に申請して來春四五月頃に審議せらるるに至るべく加州土地法の試訴は未だ判決なきもインジャンクションの要求は拒絶せられ追て本體訴訟の棄却或は訴願人の主張貫徹して原被告兩造の何れかより大審院に上告せらるべく予想せらる然るときは兩事件同時に大審院に於て審議せらるべし米國西北部連絡日本人會は在米日本人會及南加中央日本人會と交渉し兩事件の有利なる解決